

重要事項説明書

1 訪問リハビリを提供する事業者の概要

事業者名称	医療法人 森永整形外科医院
代表者氏名	理事長 森永秀史
所在地	佐賀市開成6丁目14番48号
連絡先	電話番号 0952-31-5155

2 事業所の概要

事業所名	訪問リハビリセンター
管理者名	森永秀史
事業者指定番号	佐賀県 4110116284 号
連絡先	電話番号 0952-31-5155 FAX 番号 0952-32-3150
相談担当者名	宮垣宏規
サービス提供地域	佐賀市内 (諸富町 三瀬村 富士町 蓮池町 川副町 東与賀町 久保田町を除く)

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
医師	診療及びリハビリ指示 従業者管理及び業務管理	1名(常勤兼務)
理学療法士	機能回復訓練に関する業務	1名(常勤勤務)

4 サービス提供時間

区分	平日(月～金)	土曜日・日曜日・祭日
提供時間	14:00～18:00	休み

(注) お盆と年末年始はお休みとなります。

5 利用者負担金

- 1) 訪問リハビリテーションの利用料は法令の定める額とする。
- 2) サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話などの費用は、利用者の負担となります。
- 3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の 20%
利用日に連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の 50%

6 秘密の保持

- 1 事務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

7 事故発生時の対応

- 1 リハビリの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 リハビリの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その原因、対応等の概況を記載した文書を利用者または利用者の家族に対し交付し併せて状況説明をします。また、賠償すべき事故が発生した場合にはその損害を賠償します。但し、その賠償について事業所の責任を問えない場合については、この限りではありません。

8 高齢者虐待防止について

- 1 ご契約者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
 - (2) 利用者及びその家族からの悩みや苦勞を相談できる体制を整えます。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等、高齢者を現に擁護するもの)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9 相談窓口、苦情対応

- 1 苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、提供された居宅介護支援に関して苦情がある場合又は当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者は、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 3 利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもたしません。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0952-31-5155
	fax 番号	0952-32-3150
	相談員	宮垣 宏規
	対応時間	9:00-18:00

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

佐賀中部広域連合	所在地	佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル 5階
	電話番号	0952-40-1111
佐賀市社会福祉課	所在地	佐賀県佐賀市栄町1-1
	電話番号	0952-40-7251